

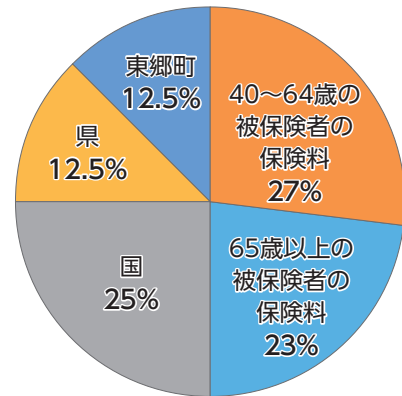
7月中旬に保険料額の通知書と納付書を送ります。  
〔特別徴収（年金からの天引きの人）は通知書のみ〕

### 介護保険の財源

介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。

### （介護保険の財源構成（居宅サービスの場合））



### 年齢による介護保険料の納め方の違い

40歳～64歳の人	65歳以上の人
加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。	健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納付方法は原則、特別徴収（年金からの天引き）です。なお、一定の要件に該当する人は普通徴収（納付書・口座振替）となります。

	普通徴収	特別徴収
対象	年金受給額が年額18万円未満の人	年金受給額が年額18万円以上の人
納め方	送付される納付書や口座振替で、町に納めます。	受給される年金から天引きされます。
納期	7月から令和4年3月まで（年9回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。	年金の受給月（4月、6月、8月、10月、12月、令和4年2月）
その他	特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。 ①65歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ②東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③税務申告の修正があり、保険料額が変更された ※①と②の場合、それぞれ65歳になった日、転入日からおおむね半年から1年後に特別徴収に切り替わります。切り替わるときに送付される通知書でご確認ください。	

### 注意事項

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納めていただきます。

納付書が届いても「自分は年金からの天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。

## 65歳以上の皆さんの介護保険料額

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて14段階で決定します。

### 令和3年度介護保険料年額表（所得段階別）

所得段階区分	対象者	保険料率	保険料額(年額) 令和3年度
第1段階	①生活保護の受給者の人 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ③世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の人	基準額 ×0.26 <sup>(※)1</sup>	17,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.35 <sup>(※)1</sup>	23,500円
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の人	基準額 ×0.62 <sup>(※)1</sup>	41,600円
第4段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下の人	基準額 ×0.88	59,000円
第5段階	本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超の人	基準額 <sup>(※)2</sup>	67,100円
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.09	73,100円
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.29	86,600円
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.49	100,000円
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	114,100円
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.85	124,200円
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額 ×2.05	137,600円
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.25	151,000円
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 ×2.50	167,800円
第14段階	本人が町民税課税かつ合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 ×2.65	177,900円

- (※)1 消費税増税分を財源とした公費の投入で、保険料率と保険料額（年額）が軽減されています。
- (※)2 基準額は、3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で見直しています。令和3年度から令和5年度までの東郷町の基準額は**5,596円（月額）**です。保険料額（年額）は基準額に所得段階ごとの「保険料率」に12（月）を乗じて100円未満を切り捨てた金額です。

### ◆8月から新しい認定証等をお使いください



- ・負担割合証をお持ちの人  
 手続等は特に必要ありません。7月中に新しい割合証をお送りします。  
 8月1日からは新しい割合証をお使いください。
- ・負担限度額認定証および介護用品購入証明書（おむつ券）をお持ちの人  
 5月下旬～6月上旬に更新のお知らせをお送りしています。ご利用の人は、  
**7月2日（金）までに高齢者支援課窓口へ持参または郵送により申請**してください。